

監査公表第 512 号

京都市職員措置請求及び監査結果公表

地方自治法第 242 条第 4 項の規定により，標記の請求に係る監査を行ったので，請求文及び請求人に対する監査結果の通知文を次のとおり公表します。

平成 16 年 12 月 22 日

京都市監査委員	磯	辺	寿	子
同	今	枝	徳	藏
同	江	草	哲	史
同	藤	井		昭

京都市職員措置請求書

京都市職員措置請求書

1 請求の趣旨

本年，9 月 3 日付の京都新聞は，京都市教委から，河合隼雄氏に対して，きわめて不明朗な金の流れがあるのではないかとということで立ち上がった市民の動きを報じた。我々は，この新聞報道で初めてその事実を知ったが，その直後に書店で購入した『ねっとわーく京都』（9月号）により，さらにその詳細を知ることができた。

同誌の報道によれば，次の各公金支出は，違法・不当なものである。

1．河合隼雄氏に対する「京都市道德教育振興市民会議」座長の謝礼金

河合隼雄氏は，「京都市道德教育振興市民会議」の座長に就任したが，市教委は，他の委員が全て 11,111 円であるにもかかわらず，河合氏に対してだけは，1 回の出席毎に 10 万円も支給している。京都市には，約 60 もの審議会や市民参加の委員会があるが，謝礼金は，5,500 円～21,000 円にすぎず，河合氏に対する謝礼金はきわめて高額にすぎる。

2．河合隼雄氏に対する，業務があるなしにかかわらずに支払われた毎月の定期的な謝礼金

河合氏に対して，2001 年度，2002 年度の 13 ケ月間，「相談指導法の指導者謝礼」という名目で，毎月 6 万円が支給されている。これは，いつ，何をするとするという定めもない，単なる定期的な謝礼金にすぎない。

さらに，2001 年 7 月からの 7 ケ月間は，「相談指導謝礼」という名目で，河合氏に対して毎月 10 万円が支給されている。これは，月 1 回の日を一応指定しているが，午前 10 時～午後 1 時までという昼食時で，「道德教育の振興についての指導助言」などというきわめてあいまいな内容のものである。

3．人づくり 21 世紀委員会の河合隼雄講演会への講師謝礼

河合隼雄氏は，「人づくり 21 世紀委員会」の代表であったが，同委員会

が開催して 2001 年からの 3 年間，毎年，河合氏が講演を行っている。主催団体が，自分たちの会の代表に高額な謝礼金を支払っていることとなり，不当である。

このように，京都市教育委員会は，河合隼雄氏に対して，異常とも思えるような特別待遇を続けている。しかし，そもそも河合氏は，「天皇への敬愛」を強調して問題となった「期待される人間像」や，森前首相の「神の国発言」を賛美したり，「義務教育は国家の統治行為である」(21 世紀日本の構想懇談会の最終報告書) というような憲法違反の主張を続けてきた。京都市教育委員会は，憲法と教育基本法に基づいた教育を進めなければならないのであり，そのような河合隼雄氏に何回も講演を依頼したり，金銭的にも特別待遇をすることは，不当である。

京都市教育委員会からは，河合隼雄氏に対して，前述の支出以外にも何回も謝礼金等が支払われているが，少なくとも前述の合計 2,386,667 円の支給は，違法不当な公金支出であることは明白である。

従って，これらの支出決定に係った門川大作教育長は 200,000 円，花嶋詳宜総務部長(当時)は 466,667 円，高桑三男総務部長(当時)は 200,000 円，在田正秀総務課長(当時)は 1,520,000 円の損害賠償を行うこと，または，河合隼雄氏は，受領した 2,386,667 円の不当利得金を京都市に返還するようにとの勧告を求める。

以上，地方自治法第 242 条 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

2 請求者

住所 京都市左京区

氏名 A

ほか 3 名

京都市監査委員殿

2004 年 10 月 20 日

注 1 事実証明書の記載を省略した。

2 平成16年11月4日付け(同月5日收受)で，次の内容が記載された補正書が提出された。

なお， 内の記述は，補正の趣旨が明確になるよう，監査委員において補った。

(1) 請求の対象とする金額について

- ・ 「京都市道德教育振興市民会議」の謝礼金について

2001 年度に，河合隼雄氏に対して，「京都市道德教育振興市民会議」の委員謝礼として，100,000 円が 3 回支給されている。従って，その総額は，300,000 円となる。

京都市の審議会や市民参加の委員会の委員謝礼は，通常，1 万円前後であり，「京都市道德教育振興市民会議」の委員謝礼も，河合氏

以外は全員が 11,111 円である。従って、通常の委員謝礼金との差額、すなわち (100,000 円 - 11,111 円) × 3 回 = 266,667 円は、違法・不当な公金の支出である。

- ・ 「相談指導法指導者謝礼」「相談助言謝礼」について
河合隼雄氏に対して「相談指導法指導者謝礼」として、2001 年度に、月 6 万円を 12 ヶ月間、2002 年度に 10 万円を 1 ヶ月、合計 820,000 円が支給されている。

また、「相談指導謝礼」として、2001 年度に、月 10 万円を 7 ヶ月間、合計 700,000 円が支給されている。

- ・ 「人づくり 21 世紀委員会の講師謝礼」について
河合隼雄氏に対して講師謝礼として、2001 年から 2002 年までの 3 回、毎回、20 万円、合計 600,000 円が支給されている。

以上、今回の請求の対象とする金額は、2,386,667 円である。

- (2) <相談指導法指導者謝礼、相談助言謝礼及び人づくり 21 世紀委員会の講師謝礼の支出が> 「違法又は不当とする理由」について

「いつ、何をするという定めもない、単なる定期的な謝礼金」や「きわめてあいまいな内容の謝礼金」、また、「主催団体が、自分たちの会の代表に高額な謝礼金を支払うこと」が、公金の使途として違法・不当であるのは当然である。謝礼金は、「具体的な行為」に対する謝礼として支払われるものであり、今回のような、具体的な行為もないまま、定期的に支払うことは許されない。

請求人に対する監査結果通知文

監 第 85 号
平成 16 年 12 月 17 日

請求人 様

京都市監査委員 磯 辺 寿 子
同 今 枝 徳 藏
同 江 草 哲 史
同 藤 井 昭

京都市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成 16 年 10 月 20 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく京都市職員措置請求について、監査した結果を同条第 4 項の規定により通知します。

第 1 請求の要旨

1 請求の趣旨

平成 16 年 9 月 3 日付けの京都新聞は、京都市教育委員会（以下「市教委」

という。)から、河合隼雄氏に対して、極めて不明朗な金の流れがあるのではないかということで立ち上がった市民の動きを報じた。我々は、この新聞報道で初めてその事実を知ったが、その直後に書店で購入した「ねっとわーく京都」(9月号)により、更にその詳細を知ることができた。

同誌の報道によれば、河合隼雄氏に支給された次の各公金の支出は、違法、不当なものである。

(1) 京都市道德教育振興市民会議座長の謝礼金

河合隼雄氏は、京都市道德教育振興市民会議(以下「市民会議」という。)の座長に就任したが、市教委は、市民会議の他の委員がすべて11,111円であるにもかかわらず、同氏に対してだけは、1回の出席ごとに100,000円もの謝礼金(以下「市民会議委員謝礼」という。)を3回支給している。京都市(以下「市」という。)には、約60もの審議会や市民参加の委員会があるが、謝礼金は、5,500円から21,000円に過ぎず、同氏に対する謝礼金は極めて高額に過ぎる。したがって、市民会議の他の委員との差額、すなわち100,000円から11,111円を除いた88,889円の3回分は、違法、不当な公金の支出である。

(2) 業務があるなしにかかわらずに支払われた毎月の定期的な謝礼金

平成13年度及び同14年度の13箇月間、相談指導法の指導者謝礼(以下「相談指導謝礼」という。)という名目で、平成13年度は毎月60,000円が12回、同14年度は100,000円が1回支給されている。これは、いつ、何をするという定めもない、単なる定期的な謝礼金に過ぎない。

更に、平成13年7月からの7箇月間は、相談指導謝礼(以下「助言謝礼」という。)という名目で、河合氏に対して毎月100,000円が支給されている。これは、月1回の日をいち指定しているが、午前10時から午後1時までという昼食時であり、「道德教育の振興についての指導助言」などという極めてあいまいな内容のものである。

(3) 人づくり21世紀委員会の講演会の講師謝礼

河合隼雄氏は、人づくり21世紀委員会(以下「21世紀委員会」という。)の代表であったが、同委員会が開催して平成13年からの3年間、毎年、同氏が講演を行っている。主催団体が自分たちの会の代表に毎回、200,000円もの高額な謝礼金(以下「講演謝礼」という。)を支払っていることとなり、不当である。

(4) (2)及び(3)に掲げる謝礼金の支出が違法又は不当とする理由について

これらの経費支出は、いつ、何をするという定めもない単なる定期的な謝礼や極めてあいまいな内容の謝礼金であったり、主催団体が自分たちの会の代表に高額な謝礼金を支払うものであり、公金の使途として違法、不当であるのは当然である。謝礼金は、具体的な行為に対する謝礼として支払われるものであり、今回のような、具体的な行為もないまま、

定期的に支払うことは許されない。

このように、市教委は、河合隼雄氏に対して、異常とも思えるような特別待遇を続けている。しかし、そもそも同氏は、「天皇への敬愛」を強調して問題となった「期待される人間像」や森前首相の「神の国発言」を賛美し、「義務教育は国家の統治行為である」(21世紀日本の構想懇談会の最終報告書)というような憲法違反の主張を続けてきた。市教委は、日本国憲法と教育基本法に基づいた教育を進めなければならないのであり、そのような河合隼雄氏に何回も講演を依頼し、金銭的にも特別待遇をすることは、不当である。

市教委からは、河合隼雄氏に対して、前述の支出以外にも何回も謝礼金等が支払われているが、少なくとも前述の合計 2,386,667 円の支給は、違法、不当な公金の支出であることは明白である。

したがって、これらの支出決定にかかわった門川大作教育長は 200,000 円、花嶋詳宜総務部長(当時)は 466,667 円、高桑三男総務部長(当時)は 200,000 円、在田正秀総務課長(当時)は 1,520,000 円の損害賠償を行うこと、又は、河合隼雄氏は、受領した 2,386,667 円の不当利得金を市に返還するようにとの勧告を求める。

以上、法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

2 要件審査

- (1) 本件請求は、平成 13 年度及び同 14 年度において、河合隼雄氏に対して支給した謝礼金に係る経費支出決定(以下「各財務会計行為」という。)を対象としており、各財務会計行為が行われた日から本件請求が行われるまで 1 年以上経過している。当該経費に係る各財務会計行為が請求人に対し、ことさら隠ぺいして行われたものではないとしても、予算書、決算書、その他請求人が入手可能な資料によっては、金額や用途等の具体的な内容が明らかになっていないことから、請求人が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて、監査請求をすることができる程度に、その存在及び内容を知ることができなかつたと言うべきである。そして、本件請求は、当該経費の支出に関して新聞紙上で報道された平成 16 年 9 月 3 日から相当な期間内に行われたと認められるので、法第 242 条第 2 項ただし書きに規定する「正当な理由」があると判断する。
- (2) 講演謝礼について、請求人は、「主催団体が自分たちの会の代表に高額な謝礼金を支払うものであり、公金の用途として違法・不当である」と主張している。しかしながら、これは、講演謝礼に関する請求人の主観に基づく見解を述べたものであって、財務会計上の行為の違法性又は不当性を具体的かつ客観的に摘示しているとは言えず、法第 242 条第 1 項の規定に適合しているとは認められない。

- (3) よって、請求人が本件請求の対象としている各財務会計行為のうち、平成13年度に支出決定が行われた市民会議委員謝礼及び助言謝礼並びに同13年度及び同14年度に支出決定が行われた相談指導謝礼について監査を実施し、講演謝礼を対象とした部分については、これを却下する。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成16年12月3日に請求人A、請求人Bの代理人E及び請求人Cの代理人Fから陳述を受けた（なお、同日、請求人Dの代理人Gも同席したが、陳述は行わなかった。）。これらの請求人及び代理人は、本件請求の趣旨を補足する陳述を行った。その要旨はおおむね次のとおりである。

なお、この請求人の陳述の聴取の際、法第242条第7項の規定に基づき、市教委の事務局の職員（以下「関係職員」という。）が立ち会った。

- (1) 平成16年9月3日付け京都新聞及び雑誌ねっとわーく京都9月号の記事によって、極めて不明朗で不当に多額なお金が河合隼雄氏に対して支払われていることを知ったが、私たちの税金が、このように使われているのが非常に不当だと感じると同時に、これほどまでに同氏を特別扱いする市教委に対しても同様に疑問を感じた。

河合隼雄氏のネームバリューや経歴を利用して、道德教育という管理教育を非常に強め、自分では何も考えない子供をつくらうとしているのではないかという思いを強くし、建前だけ立派なことを言うだけのために、同氏のネームバリューを利用して特別扱いする市の教育行政に非常な危機感を覚える。

- (2) 森前首相の「日本は神の国だ」という発言を支持したり、天皇への敬愛の気持ちを語るような偏った主張をする河合隼雄氏が教育を語ることは、子供たちの目からみても、市が言っている内容とは非常にずれているし、建前では立派なことを言っているが、実際は違うのではないかと思われていると考える。

- (3) 河合隼雄氏は市民会議の座長であるが、謝礼金の額が他の委員と比べて非常に多く、おかしい。

また、21世紀委員会の代表も務めているが、自ら主宰している団体が行う講演会で講演して多額の謝礼を受け取ることもおかしく、ここでも特別なことが行われている。

謝礼の支給には公平さが求められ、発言内容の吟味が必要である。

河合隼雄氏が述べているような道德を振興しようという市民会議のメッセージの内容（その内容そのものには非常な違和感を覚える。）に照らしても同氏に対する特別扱いはおかしい。

河合隼雄氏は、自らこのような特別待遇を返上すべきだし、そのこと

を市教委に働きかけていくべきである。

- (4) 市教委は、2年前、全公立小中学校で子供たちやPTAを対象に市民会議のアンケートを行ったが、その内容はプライベートな生活の内容に干渉するものであったり、個人の内面に踏み込んでくるものであった。このアンケートの発案者が河合隼雄氏であった。

また、平成14年に文部科学省は全国のすべての公立の小中学校で、「心のノート」という補助教材を配付した。この教材は、ソフトな語りで子供たちの内面に入り込むような新興宗教のパンフレットのようなもので、河合隼雄氏は、この中で「心の先生」と名乗り、教祖様のように登場している。

この「心のノート」を使い続けられることによって、子供たちは始終管理され、どの場面でも望まれる自分を演じるように迫られている。

- (5) 河合隼雄氏は、21世紀日本の構想懇談会の座長も務めているが、この懇談会の最終報告書においては、教育は統治の道具だとする教育観が述べられており、最近の教育基本法の見直しの動きを見ると、こうした教育観は実現されつつある。

- (6) 市民会議は、河合隼雄氏が平成13年11月に自由民主党の国家戦略本部で行った講演「21世紀日本の構想」で述べた内容に基づいて、市民の税金を使ってキャンペーンの成功を目指した。

自らが座長を務める市民会議に出席し、他の委員の謝礼は10,000円であるのに、自分だけ100,000円もらって、そのことを恥じない河合隼雄氏は不道徳であり、同氏に対する市教委の異様な気遣い振りは常識を超えている。市教委が一人の人間と特別に深いつながりを持ち、その者を奉ることの危険性について、適切な判断を願いたい。

- (7) 市民会議委員謝礼として、河合隼雄氏に対して100,000円が支払われているが、市における審議会等の委員の報酬は最高でも2万1,000円程度で、一般的には1万円程度であって、市はどのような人に対してもこの範囲内で謝礼をしている。

河合隼雄氏の後任として市民会議の座長になった人の謝礼の額も10,000円であり、どのような人も市の審議会等の委員報酬は1万円程度であることを納得しているはずである。

そうした中で、河合隼雄氏に対してだけ、100,000円の謝礼を支払っていることは異様である。単に100,000円だから高いというのではなく、そのような行政の仕方、やり方そのものが問題である。

- (8) 市教委は、河合隼雄氏に対し、相談指導謝礼として毎月60,000円支払い、同時期に助言謝礼として毎月100,000円も支払っているが、同氏は、同時期に京都市教育委員会専門委員の職にも就いているから、別に謝礼を出すことは明らかにおかしい。そのようなことを平気とする市教委の

行政感覚を正していかなばならない。

相談指導謝礼についても、助言謝礼についても、何を指導してもらい、何を助言してもらったのか、そうしたことが「物」として一切残っていないと市教委は述べている。

何を指導してもらい、何を助言してもらったのかが明らかにならないと、市教委が河合隼雄氏の名義を借りる代償みたいなものに税金を出すことになるが、そのようなことに公金を支出することは間違いである。

- (9) 河合隼雄氏は、21世紀委員会の代表でありながら、21世紀委員会の講演会で講演し、謝礼を受け取っているが、これは普通の常識から逸脱している。

ある団体があり、その団体が主催して集会を行う。そこで、その団体の代表が話をするとして、謝礼など払わないし、そのことは当たり前である。当たり前ではないことをする行政のやり方は止めさせて欲しい。

- (10) 請求人は、関係職員の陳述の聴取（後述3）に立ち会った際、関係職員の陳述の後、主張を補足したが、その要旨はおおむね次のとおりである。

ア 委員の中には、権威のある方、経験のある方とかが、たくさんおられるが、その評価の仕方は見方によって変わってくるものである。したがって、日本で権威があるとか、40年以上にわたって助言をもらったとかということを利用して、河合隼雄氏を特別扱いすることはおかしい。

イ 講演を行うことは、21世紀委員会の代表の職務を超えるので、謝礼を支払うことは妥当であるとの市教委の説明であったが、代表という立場で、講師に自らを選んでいたのであるから、それは代表としての職務の範囲内の行為であり、それに報酬を支払うことはおかしい。

ウ 40年以上にわたって指導、助言を受けてきたという説明があったが、それは「癒着」と聞こえる。

また、ユング派精神分析は、欧米では、学問としてその専門性が疑われているものである。

2 新たな証拠の提出

請求人は、平成16年11月19日に新たな証拠の提出を行った。

3 関係職員の陳述及び関係書類の提出

関係職員に対し、関係書類の提出を求めるとともに、平成16年12月3日に陳述の聴取を行った。これらにより、関係職員が行った説明の要旨は、次のとおりである。

なお、関係職員の陳述の聴取の際、法第242条第7項の規定に基づき、3名の請求人（代理人を含む。）が立ち会った。

- (1) 市民会議について

ア 豊かな心を育成する道徳教育の果たすべき役割が大きくなっている今日、道徳教育の一層の振興を図るため、市民とのパートナーシップの下、幅広い観点から研究、検討を行い、提言することを目的として、平成 13 年 8 月 20 日に発足した。

市民会議は、委員の学校視察、1 万人市民アンケート、道徳教育フォーラム、パブリックコメント等の実施といった市民ぐるみの活動を行い、「しなやかな道徳教育」を目指して、市民全体の具体的な行動につなげていくことの重要性を提言した。

イ 市民会議の委員への謝礼の額は、市民会議の開催時間が 1 回 2 時間であること、開催会場までの交通費、本市の他の同様の会議の委員の事例等を考慮して 11,111 円とした。

河合隼雄氏への謝礼の額については、日本における臨床心理学の第一人者であること、市民会議の前後に会議の運営や市民ぐるみの取組の推進等について指導助言を受けることを予定していたこと、従来、相談指導謝礼として 2 時間程度の指導に対して 60,000 円の謝礼を支払っていたことなどを総合的に勘案して、100,000 円とした。

(2) 相談指導謝礼について

ア 市教委では、子供が抱える様々な課題の解決を支援していくため、子供や保護者を対象とした相談を昭和 38 年に開設した京都市カウンセリングセンターにおいて実施してきた。その後、相談内容が複雑化し、不登校、いじめ、神経症、心身症など新たな課題が社会問題化する中で、教育相談を永松記念教育センター（現総合教育センター。以下同じ。）相談課（以下「相談課」という。）及び学校教育の活動の場で展開することを目指してきた。これらの相談に応じる相談課のカウンセラー及び教職員の相談指導に係る能力、資質向上を図るため、臨床心理学的視点から専門家の助言指導を受けているものである。

イ 河合隼雄氏は、日本における臨床心理学の第一人者であり、また、昭和 33 年に当時の市教育研究所のカウンセラーに就任し、その後もカウンセラーの指導に従事するなど、40 年以上にわたって教育相談の充実に尽力され、本市教育について熟知されていること等から、相談指導法の指導を依頼することとした。

ウ 相談指導謝礼については、河合隼雄氏が日本における臨床心理学の第一人者として活躍し、国内外の研究者、文化人に多大な影響を与えてきた実績、市教委が主催する行事等において、外部から招へいた講師に対し 10 万円程度から 20 万円程度の講師謝礼を支払っていた実績等を総合的に勘案し、平成 13 年度は、1 回につき 2 時間程度の指導に対し、60,000 円とした。

平成 14 年度は、河合隼雄氏が文化庁長官に就任したことに伴い、毎

月1回程度の指導を受けることが困難となったため、年数回、半日程度の指導助言を受けることとしたため、謝礼の額を100,000円とした。

エ 平成13年度及び同14年度において、相談指導法について河合隼雄氏から指導を受けた日時、場所及び指導内容は別表1に掲げるとおりである。

(3) 助言謝礼について

ア 当該指導助言については、一人一人の子供たちを徹底的に大切にす
る本市教育の推進に当たり、子供の健全育成に向けた事業展開、子ども
カウンセリングセンター（仮称）（現京都市教育相談総合センター、以
下同じ。）建設、スクールカウンセラー事業の充実、道徳教育の振興な
どについて、専門的、学術的な助言を受けるものである。

イ 助言謝礼については、河合隼雄氏が日本における臨床心理学の第一
人者として活躍し、国内外の研究者、文化人に多大な影響を与えてき
た実績、市教委が主催する行事等において、外部から招へいた講師
に対し10万円程度から20万円程度の講師謝礼を支払っていた実績等
を総合的に勘案し、100,000円とした。

ウ 平成13年7月から同14年1月までの間において、子どもカウンセ
リングセンター（仮称）の建設に向けた指導助言をはじめ、京都新世
紀教育改革推進プロジェクトの方向性、「親と子のこころの電話」のあ
り方、スクールカウンセラー事業の今後の展開などについて、担当の
部長、課長等が半日程度の指導助言を受けた。その指導助言を受けた
日時、場所及び指導内容は別表2に掲げるとおりである。

(4) 21世紀委員会の講演謝礼について

ア 21世紀委員会は、「子どもたちのため、大人として何ができるか」を
テーマに、平成10年2月に、教育、保育、青少年、文化、スポーツ、
経済など幅広い分野の市民団体が参画して発足したものであり、大人
社会のあるべき姿を見つめ直し、子供たちを健全に育むため、市民の
英知を結集した人づくりの取組を進めている。

イ 河合隼雄氏は、21世紀委員会の代表に就任しているが、その職務は
「会務を総理する」というものであり、講演会等において講演を行う
ことについては職務として想定されているものではなく、代表の職務
の範囲を超えるものであり、謝礼を支払う必要があったものである。

ウ 平成13年8月に実施された「人づくり連続公開講座」については、
市教委が主催する行事等において、外部から招へいた講師に対し10
万円程度から20万円程度の講師謝礼を支払っていた実績等を勘案した
ものであり、平成14年2月及び同15年2月に対談形式で行われた「人
づくりフォーラム」の謝礼の額も、対談相手の2分の1から3分の1
程度の額となっており、高額ではない。

第3 監査の結果

以下においては、第1 2を踏まえ、市民会議委員謝礼、相談指導謝礼及び助言謝礼について述べる。

1 事実関係

(1) 市民会議について

ア 市民会議は、「本市における道德教育の一層の振興を図るため、市民とのパートナーシップの下、幅広い観点から研究・検討を行い、提言することを目的」として、京都市道德教育振興市民会議設置要綱に基づき、平成13年8月20日に設置されている。

イ 市民会議は、15名以内の委員（京都市教育委員会教育長が委嘱又は任命することとされている。）をもって組織するとされ、また、必要に応じ、専門員を置くことができるとされている。

専門員には、文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官柴原弘志氏が委嘱され、平成13年10月5日の市民会議に出席している。

ウ 市民会議には同会議を主宰する座長及び座長を補佐する副座長を置くこととされ、座長は委員の互選により、選出されることとなっている。

エ 河合隼雄氏は、平成13年8月から同14年1月まで座長を務め、同氏が座長を務めている間には、3回の市民会議が開催されている。

この3回の市民会議の開催日時及び謝礼の支払状況は、別表3に掲げるとおりである。

(2) 相談指導謝礼について

ア 児童、生徒やその保護者から相談を受けるカウンセラー、教職員の相談指導に係る能力、資質の向上を図るために、臨床心理学的な視点から、指導を受けることに対する謝礼である。

イ 河合隼雄氏に対する相談指導謝礼の支払状況は、別表4に掲げるとおりである。

ウ 河合隼雄氏からどのような指導を受けたのかについては、関係職員が説明した内容（別表1）以上のことを明らかにする客観的な証拠等は示されなかった。

(3) 助言謝礼について

ア 子供の健全育成に向けた事業展開、子どもカウンセリングセンター（仮称）の建設、スクールカウンセラー事業の充実、道德教育の振興等について、担当の部長、課長等が専門的、学術的な指導助言を受けることに対する謝礼である。

イ 河合隼雄氏に対する助言謝礼の支払状況は、別表5に掲げるとおりである。

ウ 河合隼雄氏からどのような指導、助言を受けたのかについては、関

係職員が説明した内容（別表２）以上のことを明らかにする客観的な証拠等は示されなかった。

2 監査委員の判断及び結論

本件請求について、次のとおり判断する。

- (1) 請求人が本件請求の対象としている財務会計行為は、いずれも報償費の支出決定に係るものである。

報償費は、役務の提供や施設の利用などによって受けた利益に対する代償又は報償的意味合いの強い経費とされており、講演会、研修会等の講師、助言者に対する謝礼のように役務の提供に対する反対給付のほか、市政功労者等に対する記念品代等のように感謝の色彩が強いものも含まれるとされているところである。

報償費については、役務の提供や施設の利用などによって受けた利益に対する反対給付であることが明確であれば、違法となるものではない。

また、報償費は、一定の勤務の対価として、地方公共団体の非常勤の職員に対して給付される報酬とは異なり、その額を条例で定めなければならないといった制限はなく、執行機関は一定の限度で、その裁量に基づいて支出できるものであるが、それは社会通念上相当の範囲内であることが必要であると考えられる。

- (2) 市民会議委員謝礼について、請求人は、市民会議の他の委員に対する報償費よりも高額であり、また、他の審議会や市民が参加する委員会等の委員に対する謝礼金と比べても高額であって、違法又は不当であると主張する。

しかし、謝礼金については、一定の限度で、執行機関の裁量に基づき支出できるものであり、またその額について、報酬のように条例等で定める限度額があるものでもない。

河合隼雄氏が市民会議に出席し、座長を務めたことは明らかであり、そのことに対する対価として謝礼が支払われていることも明らかである。

確かに同じ会議の他の委員に対する報償費の額と比べて高額であるが、河合隼雄氏の経歴や座長としての職務以外にも、市民会議の運営等について助言を受けることも考慮したという市教委の説明は、一定理解できるところであり、執行機関としての裁量の範囲内にとどまるものと考えられ、違法又は不当であるとは言えない。

- (3) 相談指導謝礼について、請求人は、具体的行為もないのに定期的に支払われたもので、違法又は不当であると主張する。

市教委からは、何人のカウンセラーや教職員がどのような事項について指導を受けたのかを具体的、客観的に示す資料は提示されなかったが、別表第１に掲げる内容の指導を受けたとの説明がされたところである。

これにより、河合隼雄氏から指導を受けたことは認められるから、何

ら具体的行為もないのに報償費が支払われたものではなく、違法であるということとはできない。

しかし、誰がどのような指導を受けたのかといった具体的な内容については、客観的資料によって確認することができない。

したがって、カウンセラーや教職員が河合隼雄氏から受けた指導の内容と同氏に対して支払った報償費との均衡が社会通念上相当の範囲にあるかどうかということについて判断をすることはできないが、また一方、明らかに社会通念上相当ではないという事由も認められない。

- (4) 助言謝礼について、請求人は、謝礼金は具体的な行為に対して支払われるものであるのに、極めてあいまいな内容に対して支払われており、違法又は不当であると主張する。

市教委からは、河合隼雄氏からどのような内容の指導、助言を受けたのかを具体的、客観的に示す資料は提示されなかったが、別表2に掲げる項目に関して、担当の部長、課長等が指導、助言を受けたとの説明がされたところである。

担当の部長、課長等が河合隼雄氏から指導、助言を受けたことは認められるから、何ら具体的行為がなく或いは極めてあいまいな内容のものに対して報償費が支払われたものではなく、違法であるということとはできない。

しかし、別表2に掲げる各日時に、助言や指導を受けた者の職氏名や指導や助言の具体的な内容については、客観的な資料によって確認することができない。

したがって、河合隼雄氏から受けた指導、助言の内容と同氏に対して支払った報償費との均衡が社会通念上相当の範囲にあるかどうかということについて判断をすることはできないが、また一方、明らかに社会通念上相当ではないという事由も認められない。

- (5) 以上のとおり、平成13年度に支出された河合隼雄氏に対する市民会議委員謝礼については、違法、不当であるとは認められない。

平成13年度及び同14年度に支出された河合隼雄氏に対する相談指導謝礼及び同13年度に支出された同氏に対する助言謝礼については、違法であるとは認められず、また明らかに社会通念上相当でない、不当な支出であると断定することもできない。

よって、本件請求は棄却する。